

藤沢市妊産婦健康診査助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市妊産婦健康診査実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第5号に定める以外の方法で妊産婦健康診査を受診した者に対し、その受診費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱により妊産婦健康診査費用の助成金を受けることができる者は、実施要綱第2条に規定する実施機関で妊産婦健康診査を受診した、実施要綱第3条に該当する者のうち、藤沢市妊産婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）を使用できなかった者及び特別な事情があると市長が認めた者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の限度額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 補助券分のみの助成を申請する場合、妊産婦健康診査に要した費用のうち、補助券に記載の金額。
- (2) 補助券と併せて、追加補助券分の助成を申請する場合、対象となる妊産婦健康診査に要した費用から千円未満の額を切り捨てた金額について、補助券と追加補助券に記載の金額を合算した金額。
- (3) 補助券を使用して受診した妊産婦健康診査で、追加補助券分の助成を申請しようとする場合、対象となる妊産婦健康診査に要した費用のうち、自身の負担で支払った費用から千円未満の額を切り捨てた金額について、追加補助券に記載の金額。

(助成金の申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、藤沢市妊産婦健康診査助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、出産日、流産・死産を医療機関で確認した日又は医療機関において人工妊娠中絶を行った日のいずれかの日から1年以内に、市長に提出するものとする。

- (1) 妊産婦健康診査の受診費用（保険適用外のものに限る。）を支払ったことを証する書類
- (2) 助成申請する回数分の未使用の補助券
- (3) 補助券に加算する未使用の追加補助券
- (4) 母子健康手帳の写し
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査

し、その結果、助成金の交付を決定する場合は、藤沢市妊産婦健康診査助成金交付決定通知書（第２号様式）により申請した者に通知し、決定しない場合は、藤沢市妊産婦健康診査助成金不交付決定通知書（第３号様式）により申請した者に通知するものとする。

- ２ 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定した場合において、助成申請金額と交付決定額に差異が生じたときは妊産婦健康診査助成金交付決定通知書（第２号様式）にその理由を記さなければならない。

（助成金の交付）

第６条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合は、交付決定日から起算して３０日以内に、申請した者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより助成金を交付する。

（助成金の返還）

第７条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- １ この要綱は、平成２１年１０月２１日から施行する。
- ２ この要綱の規定による助成は、平成２１年４月１日以降の受診について適用する。

（検討）

- ３ 市長は、令和１０年３月３１日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和３年７月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り

使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。この場合における助成金の請求は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年７月１日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。